八尾市時報
発行所　八尾市役所
編集兼発行人　富田八郎
印刷所　秀文社
発行部数　18000
定価　一部五円

公明選挙

捨るな一票正しい選挙

衆議院議員は十九日　参議院議員は廿四日

来る四月十九日と同月二十四日の両日こそは衆参両院議員の選挙投票日であります。

一人の棄権者もなく市民全部が投票しなければなりません、正しい一票こそ再建日本を明るくするものであります。裏も表も正しい人を選出しましょう。

選挙期日

衆議院議員総選挙
四月十九日（午前七時から午後六時まで）

参議院議員通常選挙
四月二十四日（午前七時から午後六時まで）

参議院議員通常選挙には地方選出議員選挙と全国選出議員選挙の投票を同時に執行致します。

投票の順序

最初に参議院地方選出議員選挙の投票を行い、次に参議院全国選出議員選挙の投票をすることになつております。

投票用紙は

参議院地方選出議員は（黒刷）
参議院全国選出議員は（赤刷）
となつています。

代理投票

代理投票をなし得るのは、身体の故障により候補者の氏名を自書できない選挙人、及び文盲により候補者の氏名を自書できない選挙人は自ら投票所に行つて投票管理者に申請することによつて代理投票ができることになつております。

不在者投票

投票は選挙の当日選挙人が自ら投票管理者が管理する投票所において行うのが原則ですが、不在者投票はこの例外として認められているので特殊の公務又は業務に従事しているため若しくは船員、病人等で投票所に行つて投票することができない選挙人の便宜のため設けられた制度でありまして何れも不在者投票管理する投票を記載する場所において行うことになつております。

不在者投票を大別すると次の三種となつております。

（1）所属市町村の選挙管理委員会の委員長（不在者投票管理者）の下で行う方法
（一）選挙人がその属する投票区のある邦市の区域外（選挙に関係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）において職務又は業務に従事中であるべきこと
（2）他の市町村の選挙管理委員会の委員長（不在者投票管理者）の下で行う方法
（一般選挙人が止むを得ない用務又は事故のため、その属する投票区のある邦市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。
（3）不在者投票管理者たる船長又は船員で引続き二箇月以上の期間船舶に乗り組んでいる者及び少年院長の下で行う方法
（一）選挙人が疾病、負傷、姙娠、不具若しくは産じよくにあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は、監獄若しくは少年院に収容中であるべきこと。
（4）投票用紙及び投票用封筒の請求は選挙人が不在者投票の事由に該当する旨の説明書を添えて、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に申し出ることになつている。
勿論この場合何処で投票するか併せて申し立てねばなりません
（5）在宅投票
これまでの選挙では病気等で歩けない方は自宅で投票ができましたが、昭和二十七年八月、法規の改正からは自宅投票は出来なくなりました。

護人権擁日　相談
四月十五日（水）午後二時～四時
ところ　山本出張所
あなたは人権を犯されていませんかすぐご相談においで下さい。

有名人より公明を

市営競輪の成績良好

売上一〇八、三四二、五〇〇円

去月二十七日花々しく開場した、市主催大阪競輪（住之江）は、時ならぬ寒さのためその成績も気ずかわれたが、日を重ねると共に好調となり、第三日（二十九日）の日曜は二千五百万円を突破、最終日（四月一日）は有終の美を飾つて二千八百万円を超過し全日を通して遂に一億を突破した。
レースも大穴の連続で入場者の手に汗をにぎらせ、好評の裡に幕を閉じた。

売上成績次の通り

第一日（金）	一一、九六四、八〇〇円
第二日（土）	二二、〇五四、二〇〇円
第三日（日）	二五、一八一、四〇〇円
第四日（月）	一一、九六四、八〇〇円
第五日（火）	一八、九三九、九〇〇円
第六日（水）	二八、二三七、四〇〇円
売上総計	一〇八、三四二、五〇〇円

詳細については当市選挙管理委員会に電話その他でお問合せ下さい。

眼科・耳鼻科を開設

四月十日から診療

市立病院では本館の完成に次いで旧館の改築を急いでいたがこれも完成し、待望の眼科・耳鼻咽喉科の診療を四月十日より開始することになりました。
医長には阪大より古村柱、屋出昌利の両学士が既に着任、万全の診療準備を整えています。なお今まで外科で診療していた皮膚泌尿器科も同時に独立して診療を開始し、寺井信吉学士が医長になつたこれで先の小児科の新設を合せ内・外・産婦人科・歯科・放射線科と共に九科を完備する名実共に東大阪唯一の綜合病院となつたわけで、目下調理場の拡張工事を急いでいますが、これが完成すると大阪は勿論全国でも有数の設備を誇る病院となります。
（写真は市立病院新館の全景）

眼の見えぬ人に福音

開眼検診を受けよう

赤十字募金でおなじみの「白い羽根」号診療車が来る四月十四日当市へやつてきます。
これは日本赤十字社がお年玉つき年賀ハガキによる寄附金で盲人及び失明のおそれのある人々のためその眼の精密検診を行い、視力が恢復出来る者の発見とその予防措置をする、目の不自由な人たちのために行つている検診です。
「白い羽根」号は同日午前十時から午後三時まで市役所で開眼検診

市長より賞を受ける選手

市長より賞を受ける選手を行いますからご利用下さい。
なお開眼検診の受診者には
（1）開眼検診の受診料、薬治料はすべて無料。
（2）検診の結果、開眼手術の見込みがなく、身体障害者に該当する方には、身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書や写真を無料交付する。
（3）開眼治療、手術、入院費に対する補助もする。
（4）義眼の購入、修理などの費用も補助する。
身体障害者手帳とは身体の不自由な方の福祉を図る身体障害者福祉法によつて、生れつき、或は生後不慮の災害で身体に障害をうけ目が見えないとか、手足が不自由な人には、福祉事務所に手続きすれば、この手帳を交付されます。この手帳の交付を受けた人は、❶盲人安全杖、義手、義足等の補装具の新調修理、❷所得税の不具者控除、❸国鉄運賃割引証の交付など、諸種の援助が保障されています。
身体の故障のある人で、まだこの手帳を交付されていない方は福祉事務所で相談の上、手続して下さい。

料金の改正

4月1日から

戸籍手数料

証明書手数料が次の通り改正されました。
住民登録関係謄抄本一枚　四十円を五十円に
印鑑その他の証明一件　五十円に
印鑑証明二件目より一件につき三十円を四十円に　戸籍、寄留の手数料は変りません。

火葬場使用料

市立火葬場使用料を改正しました。これは新入件費其の他資材の騰貴によるものです。新使用料は次の通り

特等寝棺	一体大人　一、二〇〇円
一等寝棺	一体大人　一、〇〇〇円
二等座棺	一体大人　八〇〇円
死産児	一体　三〇〇円

但し小人は右料金の三割引とする。小人は神二才以下を云う市外の人は何れも五割増の料金です。

教育委員會のあゆみ

三月十四日（土）市立中学校卒業式、市会文教委員会（午後一時、教育委員、教育長等出席）
三月十八日（水）小学校卒業式
三月一十日（金）幼稚園終了式
市会（教育委員出席）
三月二十三日（月）府下都市教育委員会連絡協議会（大阪市、戸田、金井委出席）
三月二十六日（木）第十八回協議会（午前十時、表彰規則案等審議）教委会会議（午後二時、❶教育長任命の件　❷表彰規則案審議の件）第十九回協議会（午後四時）
三月二十八日（土）第二十回協議会（午前十時）公民館運営審議会委員会（午後一時、公民館）

犬には鑑札

本年度の犬の登録を四月一日から衛生課で受付けますからぜひ登録の上鑑札を受けて下さい。昨年の鑑札は無効ですからいますぐ登録をして下さい。
登録手数料は一四二〇〇円です。

よく聞きよく見てよく選べ　公明選挙標語

中共引揚者に温かい愛の手を

戦を終えて八年、なつかしい故国に中共から帰つてくる同胞、これら同胞の喜びと留守家族や国民の願をのせた引揚第一船が去る三月二十三日舞鶴に帰つて来ました。私たちは、久しぶりに故郷の土を踏むこれら引揚同胞を温かい愛の手で迎え、幸福な生活が出来るよう助けあい励ましあうと共に、今なお異境にある同胞の帰国が早からんよう。留守家族の援護に愛の努力を続けましょう。
大阪府では去る三月二十三日より一カ月間、引揚援護愛の運動を展開することになつています。あたたかい愛の心でこの運動にご協力下さい。

公民館だより

四月から　講座
四月から珠算（毎週月、水の二回）書道（木曜日の一回）の講座をいづれも午後六時から始めることになりました。
受講希望者は至急申込んで下さい

映画鑑賞会
四月十一日午後七時から次の映画鑑賞会をひらきます。
松竹映画　本日休診

各投票区及投票区域表

投票区	投票所	区域
第一	沼青年会場	沼
第二	正敬寺	太田、田中町、北町、巽東、巽西、免田、西川、東平屋、東大道
第三	光蓮寺	大正住宅一、二、三、南木本北一、二、木本西南西中、西北、北木本
第四	安楽寺	一区の一、二、三区の一、二、三
第五	植松東青年会場	四区の一、二、三、四、五
第六	龍華小学校	五区の一、二、九区の一、二、三、十四区の一、二、三、国鉄八尾寮、日の出寮、十四区の四
第七	帝国製糸	六区の一、二、三、四、七区の一の一、一の二、二、三、帝国製糸、七区の四の一、四の二、五、八区の一、二、三
第八	興国アルミニユーム工業KK	十区の一、二、十一区の一、二、三、四、五
第九	竹渕小学校	十二区の一、二、三、四、十三区の一、二、三、四
第十	八尾別院	大信寺本町、北信町、西表町、御堂前、沢の川東表町、仲之町、楽南町、大南町、栄町、光南町南栄町
第十一	慈願寺	西郷東町、城町、門前、山城、東和町、新西町、西町、元町、北城町、本門、東郷一、二、三
第十二	八尾小学校	臣ノ内一、二、成法寺、今井、別宮、八尾座小阪谷一区、二区、八尾中野、中野府営住宅
第十三	明円寺	山本第一、二、三、四、第五の北、南、住友自勝寮、第六の南、北
第十四	中野青年会場	山本仲、南、青梁、北一、二、三
第十五	山本幼稚園	萱振南、北、南新町の一、二、府営住宅一、二、三、市営住宅、分譲住宅
第十六	山本小学校	穴太本町、新町、南、佐堂、大平、駅前、本町、新町
第十七	八尾中学校	本町一、二、新町一、二
第十八	久宝洋裁学院	真砂一、二、高砂、老松、北町
第十九	本町会場	東区、中区、西区、南区の一、二
第二十	久宝寺小学校	栄区、常盤区、旭区
第二十一	発願寺	七区、八区、九区、十区十一区、十二区
第二十二	久宝寺中学校	一区、二区、三区、四区、五区、六区
第二十三	西郡小学校	
第二十四	宣念寺	

昭和二十八年度 歳入歳出予算可決

一般 三〇九、五八一、二九三　特別 二〇五、四三四、七七一

三月定例市会

三月定例市会は十日より始まり予算案ほか十九議案を審議し、市会第三日を去る二十日に開催し、提出議案を全部可決した。

特別会計では上水道費予算に二五、九八二、二〇六円、鋼輪事業費に一二一、八八三、三〇〇円をそれぞれ可決、また今年度は市立病院事業費を一般会計から区分し、特別会計とし、五七、五六九、二六五円の予算が組まれた。

條例

第九号
市税條例中改正條例
第三十五條の五第一項を次のように改める。
第三十五條の五、前條の特別徴収義務者は、前條の規定による通知に係る特別徴収額の月割額を給与の支払をする際毎月徴収しその徴した月の翌月十日までにその納入金を納入しなければならない。
附　則
この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

第一三五号
市立養老院條例
第一條　八尾市立養老院（以下「養老院」という）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（以下「法」という）の規定に依り、老衰のため独立して日常生活を営むことのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする。
第二條　養老院の位置、名称、収容定員は次の通りとする。
一、位置、八尾市大字安中八三番地の一
二、名称、八尾市立養老院（通称、たちばな寮）
三、収容定員　三十名
第三條　養老院の入所資格者は、次の條件を具備しなければならない。但し、市長において特に必要があると認めるときはこの限りでない。
一、法の適用を受ける者
二、本市に居住する六十才以上の者
三、集団生活に適する者
第四條　法第四十七條第一項の規定により、保護の実施機関から収容を委託され、市長が適当と認めた者は入所せしめることができる。
第五條　入所者が左の各号の一に該当するときは、退所させることができる。
一、この條例又はこの條例に基く規則に違反したとき
二、管理上支障があると認めるとき
三、入所の必要がなくなったとき
四、その他市長が必要と認めるとき
第六條　養老院の管理運営については法第四十六條の規定に基き別に市長がこれを定める。
附　則
この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

第一〇号
市公益質屋條例中改正條例
第三條を次のように改める。
第三條　貸出金額は質物に付き市長が評価する額の十分の七以下とし、一口金一千円、一世帯金一万円を限度とする。
附　則
この條例は、公布の日から施行する。

第四号
手数料條例中改正條例
第二條各号中「二円」を「五円」に、「五円」を「十円」に、「十円」を「四十円」に、「四十円」を「五十円」に、「二百円」を「三百円」に改める。
第五條中「第六号」及び「第七号」を削る。
附　則
この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

第五号
市火葬場使用料條例中改正條例
第一條中「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「八〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「六〇〇円」を「八〇〇円」に、「二〇〇円」を「三〇〇円」に改める。
附　則
この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

第六号
市幼稚園條例中改正條例
第二條中「三百円」を「五百円」に、「二百五十円」を「三百五十円」に改める。
附　則
この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

第七号
水道使用條例中改正條例
第十三條を次のように改める。
第十三條　給水装置請求者で給水管及び給水用具を提供したるときは、検査の上其の使用を承認することがある。
前項の検査に対しては次の検査手数料を徴収する。
一、鉛管または同代用管
延長十米につき二十円以下、以上一米増す毎に二円以下を加う。
二、各種栓類　一箇につき十円以下。
各種継手類　一箇につき五円以下。
三、鉄管及び鬲具並に弁類
鉄管一〇〇粍未満延長一〇米につき四十円以下、以上一米増す毎に四円以下を加う。
鬲具一箇につき十円以下
弁類一箇につき二十円以下
但し、一〇〇粍以上の分については二倍以内とす。
第十四條第二項中「三十円」を「五十円」に、「百円」を「三百円」に改める。
附　則
この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

第一三四号
市立病院特別会計條例
第一條　八尾市立病院事業施行に伴う歳入歳出は、これを一般会計と区分して特別会計とする。
第二條　この会計における経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。但し、災害の復旧その他特別の事由により必要がある場合には、予算の定めるところにより一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入又は企業債をもって、当該企業の経費にあてることができる。
第三條　歳入、歳出予算は、毎会計年度にこれを調製し、一般会計の予算とともに、これを議会に提出しなければならない。
第四條　市長は収入役をして一般会計に準じて歳入、歳出、決算を作成せしめ、一般会計の決算とともに、これを議会に提出しなければならない。
第五條　この條例の施行に関し必要な事項は、市長がこれを定める。
附　則
この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

第八号
市職員定数條例中改正條例
第十條を次のように改める。
一、吏員「二一人」を「二〇人」に
二、その他の職員「一五人」を「一六人」に
計　三七人
附　則
この條例は公布の日から施行する

市常任委員会及び特別委員会條例中改正條例
第一條中「事業委員会」の次に「懲罰委員会」を加える。
第三條中「一、事業委員会
1、鋼輪事業に関する事項」の次に
「一、懲罰委員会
1、議員の懲罰事案に関する事項」を加える。
附　則
この條例は議決の日から施行する

市議会の動き

三月三日　第十八回近畿市議会議長協議会
議会舞鶴
市において開催され本市会より石田議長、羽多野副議長、奥野事務局長出席
本会において決議された議案は次の通り
1、近畿市議会議長協議会々則改正について。
2、市庁舎（警察、消防庁舎含む）の増改築費の起債を大幅に認められたい。
3、ベースアップその他市町村の財出面に大きな影響のある場合その裏付となるべく税法の改正或は適当なる財源措置をされるよう要望する。
4、自治体警察及び消防職員に対する、賞恤並びに消防団員、警察吏員及び消防に協力援助した者に対する、災害補償給付金全額を国庫負担とされたし。
5、委任事務に要する費用の全額を国庫負担とされたい。
6、遺家族年金補償と生活保護法と分離し別に法の改正方の要望について。
7、米原、姫路間国鉄電化実現促進に関する要望について。

三月五日　昭和二十八年度予算内示会開催
理事者より二十八年度予算の説明聴取り散会す。

三月五日　建設委員会
案件、❶警察独身寮の改築工事の件
❷八尾停車場線道路舗装工事の件

三月九日　議会運営委員会
三月十日より開催の定例市会運営を協議す

三月十日　定例市会第一日開会
出席議員三十名、欠席議員一名
市長挨拶の後日程に入り
日程第一　八尾市議会議長選挙の件
日程第二　八尾市議会正副議長選挙の件を上提し、議長に石田磐、副議長羽田野与久議員が再選決定
引きつづき左の各案件を審議す
議案第二五号　八尾市議会委員会及び特別委員会條例中一部改正の件（原案可決）
議案第二九号　八尾市議会運営委員会規程一部改正の件（原案可決）
選第三号　八尾市議会常任委員選任の件
選第五号　八尾市議会特別委員選任の件
選第四号　八尾市議会運営委員選任の件
を一括上提し、いずれも議長指名により選任
議案第二六号　八尾市議会各常任委員会の委員長、副委員長を選任するについて同意を求める件
議案第二八号　八尾市議会各特別委員会の正副委員長を選任するについて同意を求める件
右一括上提し、両案件とも（原案可決）
休憩に入る、再会後引続き全議案一括上提し、市長は昭和二十八年度施政方針を発表、次いで戸田教育長は教育行政方針を述べ総務課長より上提全議案の説明ありて閉会

三月十二日　定例市会第二日
出席議員二十七名欠席議員四名
午前十一時開会、一般質問に入り各議案を関係委員会に付託して閉会す

三月二十日　定例市会第三日
出席議員三十名、欠席議員一名
当日可決したる議案は次の通り
議案第七号　昭和二十六年度八尾市一般会計才入才出決算認定の件（原案承認）
議案第八号　昭和二十六年度八尾市特別会計上水道事業費才入才出決算認定の件（原案承認）
議案第九号　昭和二十六年度八尾市特別会計鋼輪事業費才入才出決算認定の件（原案承認）
議案第三二号　八尾市々税條例中改正の件（原案可決）
議案第三三号　八尾市立養老院條例制定の件（原案可決）
議案第三四号　八尾市立公益質屋條例中改正の件（原案可決）
議案第三〇号　災害復旧補助事業費起債の件（原案可決）
議案第三一号　起債の一部変更に関する専決処分承認の件（原案可決）
議案第一一号　八尾市手数料條例中改正の件（原案可決）
議案第一二号　八尾市火葬場使用條例中改正の件（原案可決）
議案第一三号　八尾市幼稚園條例中改正の件（原案可決）
議案第一四号　八尾市水道使用條例中改正の件（原案可決）
議案第一五号　八尾市立病院特別会計條例制定の件（原案可決）
議案第一六号　昭和二十八年度八尾市一般会計一時借入金に関する件（原案可決）
議案第一七号　昭和二十八年度八尾市特別会計上水道費一時借入金に関する件（原案可決）
議案第一八号　昭和二十八年度八尾市特別会計鋼輪事業費一時借入金に関する件（原案可決）
議案第一九号　昭和二十八年度八尾市特別会計病院事業費一時借入金に関する件（原案可決）
議案第二〇号　昭和二十八年度八尾市一般会計才入才出予算の件（原案可決）
議案第二一号　昭和二十八年度八尾市特別会計上水道事業費才入才出予算の件（原案可決）
議案第二二号　昭和二十八年度八尾市特別会計鋼輪事業費才入才出予算の件（原案可決）
議案第二三号　昭和二十八年度八尾市特別会計病院事業費才入才出予算の件（原案可決）
議案第二四号　八尾市職員定数條例中改正の件
選第六号　大阪府都市計画地方審議会委員選挙の件
川内牧太郎議員当選
監査公表第八号　監査報告の件

三月二十四日　町村合併促進委員会
三月四日　荒尾市々議二名行政視察の為来庁
三月二十六日　大阪府都市計画地方審議会開催され本市議会より植田藤三郎、吉田太郎、福田正造、橋本徳松、川内牧太郎各議員出席

生活にあすから響くこの一票

滞納をしたくはないものです

昭和28年度当初予算（歳入）

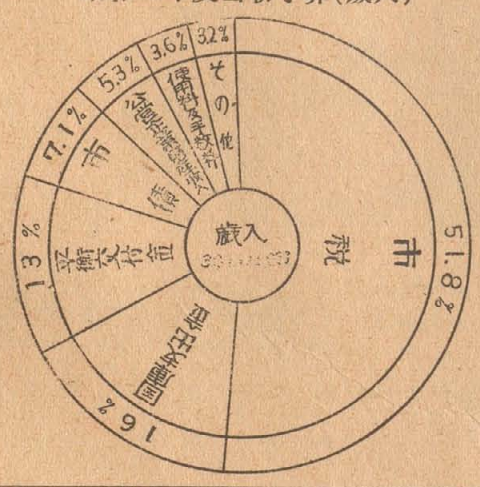

昭和28年度当初予算（歳出）

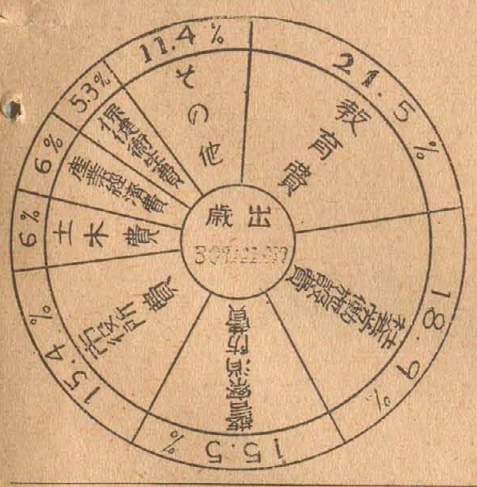

昭和28年度八尾市一般會計歳入歳出予算総計表

歳入の部

款別 ＼ 年度区分	本年度予算額	前年度予算額	比較 増△減
市税	160,158.400	133,138.327	27,020.073
平衡交付金	40,000.000	35,000.000	5,000.000
公営企業及財産収入	16,277.786	16,239.600	33.186
使用料及手数料	11,555.496	36,003 240	△24,447.744
国庫支出金	49,640.178	21,690.560	27,949.618
府支出金	6,269.433	3,299 202	2,970.231
寄附金	10.000	10 000	—
雑収入	3,780.000	4,878.530	△ 1,098.530
市債	21,890.000	1,500 000	20,390.000
（繰越金）	—	410.370	△ 410.370
歳入合計	309,581.293	251,795.829	57,785.464

歳出の部

款別 ＼ 年度区分	本年度予算額	前年度予算額	比較 増△減
議会費	9,507.737	6,899.875	2,607.862
市役所費	47,724.135	40,539.852	7,184.283
警察費	47,875 354	38,704.372	9,170.982
土木費	18,702.669	16,077.423	2,625.246
教育費	66,132.870	33,251.579	32,831.291
社会福祉施設費	58,349.070	32,633.663	25,715 407
保健衛生費	16,522.177	41,792.962	△25,270.785
産業経済費	18,531.028	16,674 884	1,856.144
財産調査費	1,879.639	2,150.000	△ 170.361
統計費	246.850	418.750	△ 171.900
選挙費	2,118.866	1,534.925	583.941
公債費	5,753.762	8,031.347	△ 2,327.585
諸費	14,416.324	11,647.833	2,768.491
予備費	1,720.812	1,388.364	332.448
歳出合計	309,581.293	251,795.829	57,785.464

四月分の米の配給

四月分の家庭用米配給計画は、次の通り十五日分が決りましたからお知らせします。

第一回	内地米	五日分
第二回	準内地米	四日分
第三回	外米	三日分
第四回	内地米	三日分

自覚の一票　自立の一歩

カナリヤとラヂオ　養老院への贈物

さきに新設した市立養老院へ優しい人々からの温い贈物が届けられているが今度は又可愛いいカナリヤの夫婦が贈られました。これは市内佐堂五〇番地の杉本あさ子さん（五八才）からで美しいリボンをかけた綿製を籠のまま三月二十五日福祉事務所に届けられた。また三月十六日、市内各婦人会の連合体である八尾市婦人団体連合協議会では新設なった市立養老院を見学、ここで余生を送られる老人を慰めるにはラヂオが一番だと三十日市長を訪れ、これを寄贈された。

結核検診を受けた方へ

先般結核検診のレントゲン検査を受けた人の結果をお知らせしていますが住所不明で返戻されるものもありますので通知もれの方で心当りの人は市役所衛生課へ問合せ下さい。

一、三六〇萬円の黒字
昭和二十六年度決算

市制施行四年目の昭和二十六年度会計の決算は去る二十日に開催された定例市会第三日に市会で承認を得たがその内容は次のようになつている。

才入合計三一二、六九〇、五二四円二戔・才出合計二七七、一八〇、七七七円六四戔となつており三五、五〇九、七四六円七八戔の黒字であるがこの中には事業繰越金として二一、九〇六、〇〇三円があるため純余剰金としては一三六〇万円となる。

次に特別会計上水道費では

歳入　四三、一二七、一五三円八二戔
歳出　四二、七四七、九七四円七四戔
差引残金　一、三七九、一七九円〇八戔

を二十七年度へ繰越しまた同じく特別会計競輪事業費でも

歳入　三一〇、六五九、八七七円
歳出　三一〇、二五四、五四四円
差引残金　四〇五、三三三円

を二十七年度会計へ繰越した。

これをわかりやすくするために、円グラフに書いて見ると、下図のようになる。

つまり、数字の上では市役所費に二五パーセント、保健衛生費に二一パーセント、社会及労働施設費に一二パーセント、教育費に一一パーセント、警察消防費に一〇パーセントと、なつているが、これらの支出は何れも市をよくするためのものであり中でも直接市民の皆様に戻つている経費として、保健衛生費、社会及労働施設費、教育費、土木費などが上げられる。これらのことを皆様は市民としてぜひ知つておいていただきたいと思います。

昭和26年度　一般会計歳入歳出　決算総計表

歳入の部

款別	予算額	収入済額	比較 増△減
市税	124,911,030.00	125,024,604.50	113,574.50
公営企業及財産収入	36,186,460.00	36,214,995.87	46,535.87
使用料及手数料	27,109,860.00	26,068,606.16	△ 1,041,253.84
国庫支出金	33,803,262.00	28,138,800.00	△ 5,664,462.00
平衡交付金	33,447,000.00	33,447,000.00	0
府支出金	6,549,873.00	3,700,207.00	△ 2,849,666.00
寄附金	1,160,000.00	1,410,607.00	250,607.00
繰越金	9,939,000.00	9,939,453.67	453.67
雑収入	8,610,921.00	9,546,250.22	935,329.22
市債	30,200,000.00	39,200,000.00	9,000,000.00
合計	311,899,406.00	312,690,524.42	791,118.42

歳出の部

款別	予算額	支出済額	不用額
議会費	7,648,680.00	7,501,231.00	147,449.00
市役所費	70,708,002.00	69,492,007.00	418,649.00
警察消防費	30,484,364.00	30,151,625.00	332,719.00
土木費	20,329,000.00	15,260,582.00	1,283,418.00
教育費	44,374,665.00	32,283,033.00	587,799.00
社会及労働施設費	35,624,054.00	34,158,575.00	1,465,479.00
保健衛生費	69,505,318.00	58,706,186.50	4,979,307.50
産業経済費	10,376,005.00	8,673,416.00	1,702,589.00
財産調査費	2,121,412.00	2,077,342.00	44,070.00
統計費	305,500.00	261,309.00	44,191.00
選挙費	1,612,127.00	1,394,780.00	217,347.00
公債費	7,415,857.00	7,252,141.14	163,715.86
諸支出金	6,607,748.00	5,395,792.00	1,211,956.00
災害復旧事業費	4,694,595.00	4,572,758.00	121,837.00
繰越事業費			
合計	311,899,406.00	277,180,777.64	12,812,625.36

但し、事業繰越金として　21,906,003円があるが其の内訳は
市役所費　797,346.00　土木費　3,785,000.00　教育費　11,503,833.00
保健衛生費　5,819,824.00

昭和26年度決算（才入）

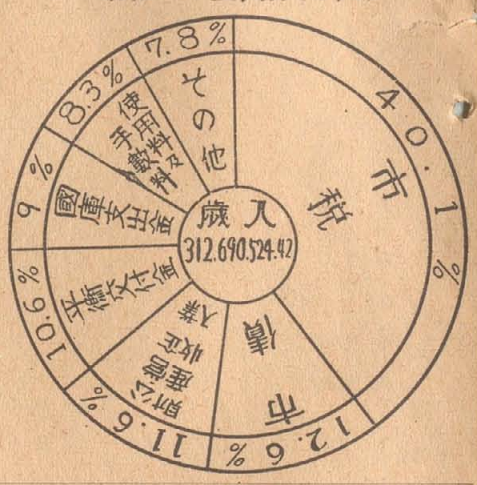

昭和26年度決算（才出）

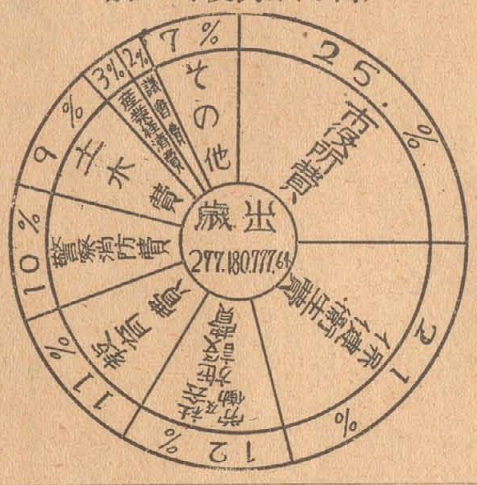

清い美しい環境に
第六回清掃美化週間

清掃美化の全国的な週間運動もぜひ今度こそ熱のある徹底した実質的運動であらせたいと思います。

それには職場も、事業場も、家庭も、学校も、官庁も、それぞれがせい一ぱい協力し合つて一斉にやつてほしいものです。

×

ふだんはほとんど習慣的に、或いは機械的に通り一ぺんにやつている掃除をどうしたら隅々まで行きとどくか、徹底にきれいになるかを工夫し研究しながら家の内から屋外まで念入りに清掃すると同時に品物や場所の整理、修理等もこの機会にやりたいものです。

×

今年は伝染病、ことに赤痢の発生率が高く、この分でいけばこの夏が憂慮されます。

ねずみや昆虫の発生するような場所は特に注意して不潔な個所をなくし、病気の発生防止につとめるよう。

越冬した蝿はまだ数も少く、力がなく捕殺しやすいから今のうちに一匹も見のがさないで駆除しましょう。

×

蚊もこれから産卵場所を求める時季ですから、そうゆう場所をさがし出し除去することです。

不潔な用水桶や水たまり、空罐やお墓の供養盛、花立なども裏返しておくとか土を詰めるかし、下水も浚えてよく流れるようにしておきましょう。

下水溝の清掃も、今ならばまだ土が固まつていて臭気も少く、一ばんあをげやすい時です。

×

便所の汲取口に蓋がなかつたりきちんと蓋をしていないのをよく見かけ、ここからはえが出入します。便所の窓には網でも張つてはえの侵入を防ぎましょう。

ねずみの巣や通路、かくれ場所をさがし出してこれをなくすると共に毒餌やパチンコで今のうちにできるだけ殺してしまいたいものです。これらの不潔場所はよく清掃した上でDDTや除虫菊乳剤等をまいておきましょう。

×

井戸もポンプでない汲上式の井戸はとくに不潔になり勝ちです。一年も放つておくと底におびただしい不潔物が沈でんし、暑くなるにつれてこれが醗酵してきます。一年に一回は必ず井戸さらえを実行するよう。

それには今が絶好の時季です。そして内部だけでなく、井戸の周囲もこの際きれいにして、流し場や薬などがとこわれていたら修理をし汚水や汚物が流れてこないようにしておきたいものです。

伝説のこと
（13）
久宝寺許麻神社

久宝寺地区の西南字天王というところに鎮座する許麻（こま）神社は延喜式にもある、もと牛頭天王と言われ、久宝寺の産土神で創社の歴史も古いもので、祭神は、許麻大神という。昔は久宝寺を許麻荘といい荘があつた姓氏録によると「大狛連、自高麗国人伊利斯沙礼斯也又大狛連、出高麗蕃王福貴王也」とあり。往古高麗人が居住して荘を作つたようである。

境内に明星沢あり燕子花（かきつばた）の名所として初夏の頃は見物の人も多かつた。

古歌に「許麻の里、沢辺におりる杜若（かきつばた）君が手毎に水やかざさん」と歌まれている。

なお、同社の社務所辺は、もと久宝寺観音院のあつたところで、同院は大悲閣と呼ばれ久宝寺の古蹟の一つであつた。これは、聖徳太子のご建立といわれ、太子自作の十一面観音を本尊として推古天皇二年三月勅願所となつて栄えたが松永弾正久秀の兵火に逢い焼失した。後、ここに小堂を建てた。また同院にあつた梵鐘がその響が十里内外に及んだと伝えられるほどの名鐘であつたが、明治初年の廃寺処分のため、行方不明となつていたところ、不思議にもその鐘がモスコーのニコライ堂に健在であるとの便りがあつて関係者をよろこばせている。【写真は同神社】

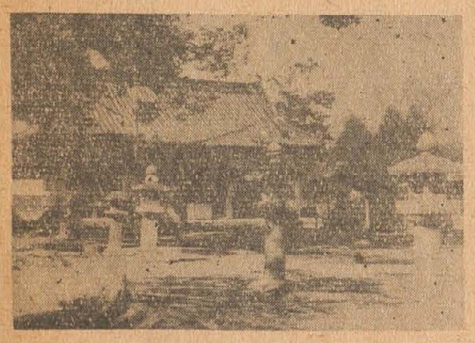

学童服を支給

桜花咲く春を迎え、楽しい新学期がやつて来ました。福祉事務所では市内の生活扶助を受けている家庭の子供で、今年小学校に入学または中学校に進学する児童に学童服を支給することになり、去る三月三十日進入学児童に「しつかり勉強して下さい」とこれを贈りました。

なおこの服の支給を受けた児童の数は小学生二八名（男一六名、女一二名）中学生二七名（男一四名女一三名）計五五名である。

萱振新道路開通

昨年一月から工費二六三万円の予算で、萱振住宅に通ずる弥刀上の島線道路並に萱振新橋の工事が完成し、去る三月十六日使用開始の告示があつた。

弥刀上の島線は巾員七、二米延長七五四米で、萱振新橋の橋長は一六米で、当市最長の橋梁である。

なお道路開通式並に渡初式は去る三月二十四日午前十時から現場にて挙行された。

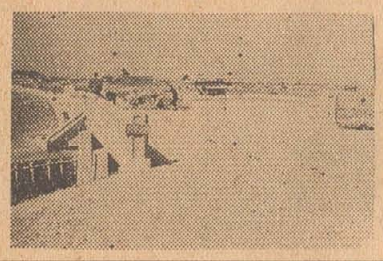
写真は当市最長の萱振新橋

公民館図書（11）

（注）△印は貸出禁止の図書

学生の哲学　串田孫一
婦人の解放　青山道夫
ビジネス談話術　清水正巳
私の将棋　木村義雄
孟子選解　島田鈞一
徒然草全解　佐野保太郎
奥の細道新釈　三浦圭三
論語評解　内野熊一郎
新古今和歌集　谷鼎
平家物語評解　富倉徳次郎
新生の化学　白井俊郎
桃華子新釈　青木正
学生の性化学　橋爪和男
にんじん　白水社
弟子　白水社
天体と宇宙　野尻抱影
化学史談　山岡望
源氏物語新釈　青木正
万葉集選　武田祐吉
天文ハンドブック　古畑正秋
ラヂオハンドブック　杉本哲
自動車ハンドブック　宮本晃男
△土壌肥料の百科　栗原東洋
△名曲決定盤　野村長一
伊藤左千夫　斎藤茂吉
庐辺のたはむれ　白水社
松籟清談　鉾田沢一郎
現代児童文学史　船木枳郎
十八史略通解　島田鈞一
△地方自治法　評論社
十六夜日記評解　玉井幸助
和歌俳句の評釈　浅尾芳之助
竹取物語新解　武田祐吉
日本史研究資料　上下　羽田書房

読書調査
先生はどんな本を読んでいるか

市内の三百五十名に近い先生方に児童読物、一般教養書、文芸作品教育書について、どんな書物がよいと思うか先生方の読んでおられる本の中から選んでいただいた。

児童読物
小公子、ノンちゃん雲に乗る、ああ無情、クオレ、小公女、小川未明童話集、イソップ物語、まどろ、家なき子、アンデルセン童話集、山びこ学校などの順

一般教養書
人間の歴史、西洋と日本、ものの見方について、愛と認識との出発、ニッポン日記、善の研究、キューリー夫人伝、など。

文芸作品
風と共に去りぬ、異邦人、ささめ雪、大地、夜明け前、ぶらりひょうたん、人生論、アンナ・カレーニナ復活、罪と罰、貧しき人々などの順。

教育書
エミール、幼年期、少年期、恐るべき学校、問題の教師、問題の家庭、隠者の夕暮、スタンツのたより、親と教師に語るなど

一般教養書は男教員が多く読んでいるのに反し、児童読物や文芸作品は女教員が多く読んでいる。
（市教育振興会国語科研究部調）

定期種痘

うえぼうそう

本年度の定期種痘を次の通り施行します。この種痘は第一期の定期種痘で予防接種法により実施されるもので該当者は必ず受けなければなりません。今年受ける人は左の年令の人で全部自治振興委員を通じて通知書をお送りしておりますがもし通知洩れの方がありましても当日施行致しますから必ず受けるべきて下さい。

◎昭和二十七年中に生れた者
但し生後未だ一回も種痘を受けていない人も行いますから当日きて下さい。

なお第二期（小学校へ本年入学したもの）は各小学校で実施します。

＝種痘実施日程＝

実施時間　午後一時より四時まで（時間におくれない様）	実施場所	担当医師
四月十日　種痘接種日	竹渕小学校	野村正吉
〃　四月十六日　種痘検診日	大正小学校	萩原ふさ
四月十三日	龍華小学校	根来通朝
〃　四月十七日	大正中学校	市立病院医師
四月十四日	安中小学校	安藤秀雄
〃　四月二十一日	久宝寺洋裁学院	小林弥毅
四月十五日	八尾公民館	辰巳善胤
〃　四月二十二日	久宝寺小学校	望月隆雄
四月二十七日	西郡診療所	片宗達雄
〃　五月四日	山本小学校	福家才助
四月二十八日	山本幼稚園	松田春豊
〃　五月六日	用和小学校	岡本由太郎
四月三十日	八尾小学校	藤沢志朗
〃　五月七日	松尾小学校	忠雄

昭和二十八年度固定資産税の第一期分の納期限は四月二十五日になつています。滞納せずに納期内に完全に納めて下さい。

徴税人員が減少されていますので従前のように各家庭を一軒一軒徴税に廻る事は出来かねますのでご足労ですが市税は必ず納期内に近くの市税取扱所へご持参下さい。なおさきにお知らせしたように四月から滞納の市税には延滞金・延滞加算金を加算して徴収する事になつていますから滞納にならない内に納めて下さるようお願いします

固定資産税（第一期分）納期限は4月25日まで

八尾市役所

消防署

本市消防署は昨年八月龍華出張所開鎖以外は漸次拡充強化され、従来市総務課で取扱つていた消防団に関する事務も昨年十二月より署に移管された。

言う迄もなく消防署の業務は消防法第一條の「火災を予防、警戒し及び鎮定して国民の生命、身体及び財産を火災から保護する云々」と明示せる如く、火災に際しては被害を最少限度に喰止める事が大切な業務であるが更に大切なことは、火災を起さしめない様予防することであつて、署に於いては之が対策として防火対象物に対する査察指導は勿論、防火宣伝等について多大の腐心を払われているが財政窮迫の折柄本年度に於ける之が市の予算額は十万二千余円に過ぎなかつたが幸い、市民の協力によつて結成されている八尾市火災予防協会から本年度に於いて、既に二十二万八千円、即ち市予算の倍以上の援助を得たることによつて可成積極的な業務が行われている現状であつた。

事務処理については、前回監査に於いて評した通り、総てが、良好で殆ど注意を促すべき個所が無かつたが、今回は前回より以上の好成績であつて、他の模範となるべき部面があつたことは誠に良好であつた。

一、消防機械器具備については、逐次強化されつつあるも、目下消防団に備付けられているポンプで使用に耐えないものがあるが之は万一に備え速かに整備すべきである。

一、査察書を通覧した内で、市関係建物で不良個所が指摘されていたが、之れについては、その都度理事者に警告されている由であるから、理事者に於いては可能な限り署の指示に従い、改善を施し、事故の発生なきを期せられたい。

一、署員採用の一件書類は良く整つていた。

一、金銭の取扱事務については誤りなく処理されていた。特に一般に軽視され勝である消耗品の受払状況は最も良好であつた。

一、扶養家族調査作成事務が庶務係と会計係とで重複せるものがあつたが、之れは給与事務を取扱う会計係のみで取扱い、些がでも事務の簡素化を図られたい。

警察署

市警察署も自治体警察として発足以来逐次拡充強化して来た。即ち発足当時六三名であつた署員も現在では九三名（外に書記七名、傭人三名）となり之に伴う機構も再三に亘り改革され現在五課に改め事務分掌の充実を計り、又装備の面については市財政の窮乏により充分ではないが之れ亦漸次整備されて来ている。署員の規律、教養については、常に相当意を注がれていた。

警察署についての監査は先年執行したが署に於ける事務の内機密に属する部面も尠くなかつたので今回も之れについては慎れることなく専ら庶務及び経理に関係あるものについてのみ執行した。以下之が事務処理状況について記述する。

一、会計事務については総て誤りなく正確に処理されていた。

広報課

広報課については前回の定期監査に於いて述べた通り、その活動状況は他市に劣らざる業績を挙げていることは良好である。

時報を通じ市民に報ずることは相当の成果はあるが、広報車を利用レテープレコーダー、映写機及び写真などによつて、街頭公聴会及び宣伝などを行えば更に効果的であろう。

対市民広報は広報課のみのものでなく、全吏員が市民のよりよき公僕の実を挙げることが真に広報を徹底することであることを考え全吏員に理解せしめ、市の各機関の有機的な結合を固めるため庁内広報の徹底と吏員相互の理解協力によらなければならない。

課の機構については、昨年十二月職制の改革により公聴係がこれを広報係に併合され、従来商工課にあつた統計係が加えられた。

以下事務処理について記述する。

一、文書整理の繰込は現在のもので支障はないが、今少し区分して保存年限の便に備えられたい

一、陳情、嘆書、要望等の回答は遅滞なく処理されて居り、署名などのものについては時報に掲載回答していることは良好であつた

一、備品台帳は備付けられていたが、記入洩れが散見された。

一、統計事務については、指定統計並びに市統計共に、滞留せるものもなく特に注意を促すべきものがなかつた。

一、昭和二十七年中に取扱つた主たるもの

広報係

イ、陳情、嘆書、要望件数　二四六件

ロ、広報車出動件数　四三三件

ハ、時報発行回数　二三回

統計係

（一）指定統計（国が指定せるもの）

イ、個人商工業経営調査

ロ、毎月勤労統計調査

ハ、農林水産業調査

ニ、機械器具生産動態調査

ホ、商業調査

ヘ、工業調査

（二）諸統計（市単独のもの）

イ、毎月人口調査

ロ、消費財市場価格調査

ハ、交通動態統計調査

一、保安係で取扱つている、古物質屋、風俗等、営業取締の免許許可等の事務は一件の滞留せるものもなく総て速かに処理されていたことは良好であつた。

一、備品台帳に記入洩れが散見され、又消耗品受払整理については係員により請求せしめる様改められたい。

急考慮すべきものと認められる

一、出勤簿に於いて欠勤、休暇の届出せるに拘らず、未整理のものがあつた外、駐在所勤務者は出勤の都度、押印することなく数日かためて押印せる向があつたが改められたい。

一、管外出張簿は備付けてあるも捜査事務等の場合は出張の予定変更することもあるから復命書を提出せしむるべきと思考される。

一、収得金、物品の処理状況は明確であり、且之が保管も良好であつた。増員し積極的な対策を講じられていたことは良策であつた。

一、警ら隊員並びに非常召集等により多数署員が集合せる場合、署員の休憩所がなく現在室之に当てているが、狭隘を来している。この件については予て要望せられていることであり至急考慮すべきものと認められる

一、保安係で取扱つている、古物質屋、風俗等、営業取締の免許許可等の事務は一件の滞留せるものもなく総て速かに処理されていたことは良好であつた。

一、備品台帳に記入洩れが散見され、又消耗品受払整理については係員により請求せしめる様改められたい。

西郡診療所

西郡診療所は市制実施前西郡村国民健康保険組合診療所として設置されていたが、市制発足により同診療所も諸種の事情により経費困難のため、廃止されたものであつて、その後昭和二十六年十一月に至り、トラホーム治療を実施するに当り建物を修理改善し、之が治療所に使用されて来たが、偶々当地域は市の中心部より離れ、交通不便の地に在り且つ医療機関に乏しき状態であるので地元市民より本施設を一般診療に開設せよとの強い要望もあり又本施設を一般診療に利用することにより市民にも多大の便宜を与えることとなるので保健衛生の向上及び環境衛生の改善の目的を以つて、市民の福利施設としてトラホーム診療と併せて、一般診療も行うよう昨年十一月十二日医師一名、保健婦二名を以つて開設を見たものである。従つて開設後、日浅きため評し難きも概して良好であつた。

以下二、三の事項について記述する。

一、領収書は病院同様、予め通し番号を符して置くこと、又領収書欄に記入事項で所定のものはゴム印押捺により事務能率に資せられたい。

一、労災保険取扱のもので未徴収が一件あつたが至急請求手続きを取られたい。

一、健康保険患者医療費の請求に控がなく単にカルテに記入することによつて控とされていたが現在の人員で之が事務整備は不可能と認めるも将来一考を促したい。

一、備品消耗品の整理はなされているが一部記入洩れがあつたから留意されたい。

一、医師は常任で診療時間は午前九時から正午迄と夕方六時から八時迄で午後一時より六時迄は往診時間となつているが、常任の関係上深夜急患往診の依頼が絶えず、従つて医師の勤務時間は相当過重の現状が認められたこれに関しては市民病院の分院とするか、適当な措置によつて善処をされたい。

一、開設以来一月末日迄の取扱左表の通り

月別	患者数	収入状況	備考
十一月	二三〇	一八、七四二、五〇	
十二月	四三九	三七、二二七、五〇	内健康保険未収額九、八四六円を含む。
一月	四一七	二九、四五〇・〇〇	内健康保険未収額九、七一五円を含む
計	一、〇八六	八九、四二〇・〇〇	

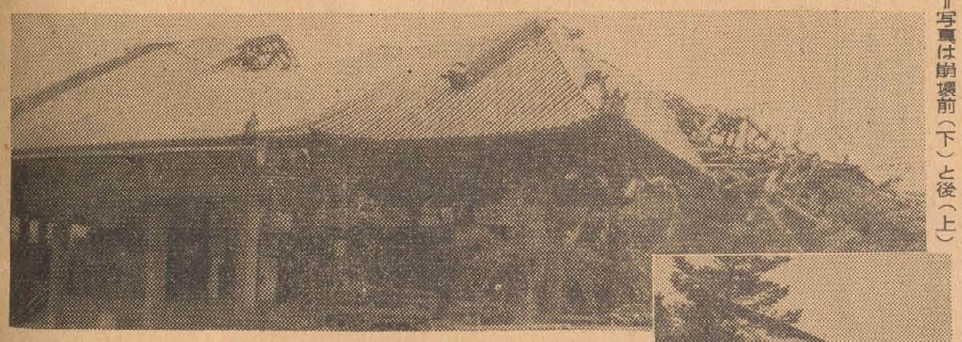

八尾別院の復興を

八尾の誇りの一つとして、市民に親まれ八尾の発展史に尽して来た、三百年前の木造建築物、八尾御坊（大信寺）本堂は三月三日午後十二時二十五分突如山崩れのような音を立てあつという間におしくも大屋根が崩壊した、原因は目下研究中であるが、一日も早くこれの復旧工事を開始して、もとの美しい姿を見せてほしいものである。

公民館

学校教育の外に社会教育は是非共行わなければならないのであつて公民館の設置は任意とされているため、府下衛星都市に於いても未設置の市が半数以上に拘らず本市は之が必要性を早くから知悉し、昭和二十五年五月に公民館の発足を見ると共に更に翌年九月管下各小学校に分館が設けられたのである。

（昭和二十七年十二月末日現在）

映画会実施状況

月別	回数	観覧者
2	4	400
3	14	1,400
4	19	4,300
5	19	7,600
6	26	8,300
7	11	3,200
8	24	7,600
9	24	4,800
10	21	7,200
11	25	11,670
12	9	5,220
計	196	61,690

蔵書

総記	449
哲学	33
歴史	73
社会科学	156
自然科学	66
工業	24
産業	39
藝術	132
語学	31
文学	462
アメリカ文化センター	420
計	1,885

公民館に於ける諸会合と利用人員

月別	会合数	利用人員
一月―五月	147	人 10.564
六月	37	1 388
七月	51	1.935
八月	33	1.055
九月	50	2 005
十月	50	1.[illegible]31
十一月	55	3.831
十二月	46	1 430
計	469	24.089
一ケ月平均	39	2.007
一日平均	1.3回	67人

図書閲覧人員

	館内	館外	計
一月―五月	二、〇九〇	四、九四五	七、〇三五
六月	四七〇	七二六	一、一九六
七月	二七五	三四八	六三三
八月	五三〇	二八八	八一八
九月	四四三	四三一	八七四
十月	五七一	五九六	一、一六七
十一月	六九七	五三三	一、二三〇
十二月	六三四	五〇八	一、一四二
計	五、七一〇	八、三六五	一四、〇七五

公民館の運営については各階層の有識者を以つて組織する公民館運営委員会の委員の協力によつて発足以来、着々その実を挙げ優秀なる成績を収めつつあることは誠に良好である。

更にナトコ映写機の無償借入を受ける等、府下他都市に見られない活発な活動をしていることは、館長各位の努力を多とするものである。

一方折角分館は設置されているが経費の関係上之が活動は殆んど見るべきものがない、今後これについては、もつと積極的な援助を与え分館地域市民に活用せしめ目的達成に努められたい。

内部事務処理状況について記述する。

一、執務日記は良く記入されているが集会等の使用時間、集合人員を記入することと超過勤務者の記入なきものがあつたが洩れなく記入されたい。

一、備品台帳には索引を付すこと又受入数は記入されているが現在数の記入がなかつた。備品は洩れなく記入すると共に台帳数と現品は常に照合し現品把握に努められたい。

一、図書購入は月平均二万円程度となつているが何れも定価によつて購入されているが購入方法によつては、定価より安く購入することが出来るから留意の上聊かでも格安にて購入されたい

会計課用度係

会計課の会計係に属する収入支出事務については、毎月出納検査を行つているが、用度係に関する定期監査は今回初めて執行した。

会計課には元会計係と調度係、管理係の三係が設けられていたが昨年十二月調度係と管理係を統合して用度係となつたもので、物品の出納、管理については、昭和二十六年三月物品会計規則が制定され之れにより処理されることとなつている。

監査の結果書類の整理は概ね良とするも、備品台帳、消耗品の受払等は遺憾ながら良好と言い難く、指摘の個所も尠からず之れについては早急に整備すると共に爾後の処理については、十二分の意を用いられ遺憾なきを期せられたい。

以下之等について記述する。

一、物品の請求は、各課廨の物品出納員又は物品取扱主任よりなされており現物交付の場合は当然受領伝票を徴すべきに不拘之が励行されていない。

一、備品台帳は備付けられているも病院、警察、消防、各出張所其他本庁関係以外のものは、登載されていなかつた。

一、備品台帳の記入も昨年八月迄の分は行われている。その後の分は全々記入されていない。記入されていないのは、受領伝票を徴していないための結果であつた。

一、物品の購入は一切用度係によつて行わるべきものであるが、土木、水道、病院等特種工具、資材、機械等は用度係をへず購入せしものがあつたが、斯るものについては、主管課は用度係の合議を経ると共に、現物収受に際しては一般物品同様、物品受領伝票を徴されたい。

一、修繕物品については、請求受付簿、修繕台帳によつて処理されているが之は単に用度係を経由するのみで、物品保管、員数に関係なく従つて請求受付と同時に処理簿によりこれが顚末を記するに止めむしろ備品台帳に記載されているどの現品台帳に記載したかを備品台帳に記録すべきものと思惟す。

一、消耗品については特種なものを除いては、一、四半期毎に各課より所要見込量を請求せしめ一括購入の上交付しているが、この場合も受領伝票を徴していない。尚現在倉庫に貯蔵のものについては受払が明確でなくこれも受領伝票によつて正確を期すると共に常に帳簿によつて、現在量を把握せられたい。

一、食糧品の請求（購入は殆んど主管課取扱）並に支払事務を掌つていたが、物品会計規則第三條にも明らかな如く食糧品の如きものは物品として取扱うべきものでなく当然主管課に於いてすべきものと認められるから廃止されたい。

一、不用品の売却処分すべきものがあつたが速かに、処分すると共に不用品整理簿には、売却先を記入されたい。

一、図書台帳も備品台帳同様受領書を徴し記帳の上、完全なものとされたい。

公民館図書

前頁のつづき

家禽　西田　周作

社会科学を学ぶ人に　恒藤　恭他

△世界の珍しい鳥と獣　中島　悟堂

実用ペン字三体字典　玉城　紅竹

養鶏容易相談　伊藤　軀吉

病虫防除相談　鋳方　末彦

新聞語辞典　朝日新聞社

魚のつり方　佐藤　垢石

文字のくずし方　萱沼　貞石

俳句の作り方　島田　青峰

△裸婦の写し方　杉山　吉良

公民館

一、火災統計

歴年別	件数	損害額	焼失坪数
昭和二十四年	三四	八、二九一、四九〇円〇〇	三六八坪二五
昭和二十五年	二四	一七、六六五、六二〇・〇〇	四三七、五〇
昭年二十六年	二〇	三、二九四、五二六・〇〇	九五、七五
昭和二十七年	二六	三七、四七三、六四七・〇〇	三一六、三〇

一、昭和二十七年中に取扱せる危険物関係件数　三二九件

一、昭和二十七年度危険物関係手数料徴収件数　（但し昭和二十七年四月一日より昭和二十八年二月二十六日迄）

件数　一三八件　金額　三三五五〇円

この一票に責任をもつ
公明選挙　入選標語